○農林水産省告示第二千三百五十一号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年七月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Rosa L.	KORCARUBO	Wilhelm Kordes Dusterlohe 14, 25355 Barmstedt, Germany	第26221号 平成25年5月22日
〃	KORTINOFLI	〃	第26223号 平成25年5月22日
〃	KORTRYSTA	〃	第26583号 平成25年5月22日

○国土交通省告示第七百五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第四回）及び事業計画の変更（第六回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年七月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十五年八月一日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　埼玉県三郷市新和一丁目二百十二番地　独立行政法人都市再生機構埼玉常磐開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第七百五十一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年七月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

アウェイ建築評価ネット株式会社　東京都新宿区揚場町一番二十号

二　変更する年月日

平成二十五年七月二十九日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

飯田橋支店　東京都新宿区揚場町二番十八号

○海上保安庁告示第百四十六号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年七月三十一日

海上保安庁長官　北村　隆志

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PM 35　くろせ」を「PM 35　みやこ」に改める。

附　則

この告示は平成二十五年八月七日から施行する。

○海上保安庁告示第百四十七号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年七月三十一日

海上保安庁長官　北村　隆志

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PM 13　むろみ」を「PM 13　くろせ」に改める。

附　則

この告示は平成二十五年八月十五日から施行する。

○海上保安庁告示第百四十八号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年七月三十一日

海上保安庁長官　北村　隆志

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PL 122　いわみ」を「PL 122　いとしま」に改める。

附　則

この告示は平成二十五年八月二十三日から施行する。

○海上保安庁告示第百四十九号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年七月三十一日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人産業技術総合研究所　茨城県つくば市東一―一―一

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三五度〇八分東経一三八度三三分、北緯三五度〇八分東経一三八度三九分、北緯三五度〇二分東経一三八度三九分、北緯三五度〇二分東経一三八度三三分の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十五年八月五日から平成二十五年九月三十日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第二十七号（平成二十五年七月十九日発行）

○海上保安庁告示第百五十号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年七月三十一日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯二六度二〇分東経一四〇度四〇分の地点、北緯二六度二〇分東経一四一度二〇分の地点、北緯二五度四五分東経一四一度二〇分の地点、北緯二五度四五分東経一四〇度四〇分の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十五年八月二十六日から平成二十五年九月九日まで

三　水路測量等の実施方法　衛星航行測位装置、マルチビーム音響測深機等による海底地形等の調査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第三十号（平成二十五年八月九日）により通報